

医療現場で使用するホルムアルデヒドの規制にかかる経緯

19年

4月 6日 「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書及びそれに基づく行政措置について」の公表

10月29日～11月27日

労働安全衛生法施行令改正案のパブリックコメント実施

〔・解剖現場で使用されるホルムアルデヒドについて規制導入に際し、労働者の健康障害防止の指針を示すべき旨のコメントあり。〕

11月20日～12月19日

特定学物質障害予防規則改正案のパブリックコメント実施

〔・ホルムアルデヒドを使用した燻蒸作業従事者の健康診断等に関するコメントあり。〕

12月14日 労働安全衛生法施行令の改正

28日 特定化学物質障害予防規則、作業環境測定基準等の改正

20年

1月 下旬 規制導入に関するパンフレット（「ホルムアルデヒド等に係る健康障害防止対策について」）の関係業界への配布・周知の依頼

3月 1日 改正労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の施行

〔・健康診断、作業の記録の保存等は同日から義務（作業主任者の選任、保護具の装備、漏洩防止措置等は従前より義務）。〕

3月 下旬 歯科医療関係者からの照会

〔・歯科治療薬としてのホルムアルデヒドの使用に係る規制に関する照会あり。〕

21年

3月 1日 発散抑制装置の設置及び作業環境測定の実施を義務化